

ベリーズ知的財産庁 (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手数料	……………	附属書 BZ. I
委任状 (様式No. 2B)	……………	附属書 BZ. II

略語のリスト

国内官庁：	ベリーズ知的財産庁
PA：	特許法 (Cap. 253)
PR：	2002年特許規則

指定（又は選択）官庁 BZ	ベリーズ知的財産庁	概要 BZ
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間 ¹	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	出願人が様式PCT/I B/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合にのみ、出願人は国際出願の写しを送付すべきである。これはPCT第23条(2)に基づき出願人が国内段階の早期開始を明確に要求する場合に該当するであろう。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：ベリーズ・ドル (BZD) 特許について 出願手数料： ² BZD 300 最初の3年間についての年金 BZD 600 実用新案について 出願手数料/付与手数料： ² BZD 300	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

¹ 出願人の書面による請求に基づき延長することができる。

² PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

B Z	ベリーズ知的財産庁 (続き)	B Z
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ³	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁴ 出願人が発明者でない場合には、出願人の特許を受ける権利を正当化する宣言書 ⁴	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続する資格を有する弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

様式（附属書BZ. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 BZ. II 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_bz.pdf